

監査報告第6号
令和7年（2025年）1月24日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 高 橋 克 朋
同 福 田 浩 太 郎

令和6年度第2回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
財政局	税政部 北部市税事務所									1
	税政部 東部市税事務所								2	1
市民文化局	市民生活部		1					1		2
	文化部		1					1		4
環境局	円山動物園		2	2				4		1
建設局	土木部		2	1				3	1	1
	みどりの推進部		1					1	2	1
教育委員会	生涯学習部		2		2			4	5	2
	市立学校		1	1		1		3	1	
選挙管理委員会事務局										2
6局	9部・20校(園)		10	4	2	1		17	11	15

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	土木部 (維持担当部以外)		5			5	1
都市局	建築部	1	5	1		7	1
中央区	土木部						
西区	土木部		1	1		2	
手稲区	土木部						
5局（区）	5部	1	11	2		14	2

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見 (要望) 事項
社会福祉法人常徳会	財政援助団体	1	
公益財団法人北海道科学技術総合振興センター	財政援助団体		
一般社団法人札幌観光協会	財政援助団体		
さっぽろ雪まつり実行委員会	財政援助団体		
さっぽろホワイトイルミネーション実行委員会	財政援助団体	1	
一般財団法人さっぽろ産業振興財団	財政援助団体	1	
	出資団体		
	公の施設指定管理者	3	
一般財団法人札幌産業流通振興協会	出資団体	2	
社会福祉法人北海道社会福祉事業団	財政援助団体		
	公の施設指定管理者	2	1
社会福祉法人札幌親会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者	3	1
社会福祉法人はるにれの里	財政援助団体		
	公の施設指定管理者	1	
SORA-SCC 共同事業体	公の施設指定管理者	1	
さとらんどfanコンソーシアム	公の施設指定管理者	4	1
札幌市月寒公民館運営委員会	公の施設指定管理者	1	2
札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ	公の施設指定管理者	1	
14 団体		22	5

財政援助団体等監査

令和 6 年度財政援助団体等監査報告書

令和 6 年度財政援助団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和 2 年 3 月 26 日監査委員決定）に準拠した。

監査の種別

財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設指定管理者監査

監査の対象

対象団体名	監査の種別	財 政 援 助 団 体	出 資 団 体	公 の 施 設 指定管理者
社会福祉法人常徳会		○		
公益財団法人北海道科学技術総合振興センター		○		
一般社団法人札幌観光協会		○		
さっぽろ雪まつり実行委員会		○		
さっぽろホワイトイルミネーション実行委員会		○		
一般財団法人さっぽろ産業振興財団		○	○	○
一般財団法人札幌産業流通振興協会			○	
社会福祉法人北海道社会福祉事業団		○		○
社会福祉法人札幌親会		○		○
社会福祉法人はるにれの里		○		○
S O R A - S C C 共同事業体				○
さとらんど f a n コンソーシアム				○
札幌市月寒公民館運営委員会				○
札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ				○

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、86ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	主として令和５年度における財政援助、直近の決算終了期の事業及び公の施設の管理に係る出納その他の事務
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和６年９月２日から同年１２月１９日まで

監査の結果

対象となった事務について、一部の団体を除き、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

１ 財政援助団体監査

(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの

【社会福祉法人常徳会、一般財団法人さっぽろ産業振興財団、
社会福祉法人札親会】

補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【社会福祉法人常徳会】

ア 時間外保育促進事業においては、実施要綱で１日につき１５分以上の時間外保育を利用した児童を対象としているが、一部の保育所において、１５分未満の利用者も含めて実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの

【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】

イ 当法人の地域資源映像化補助事業において、補助対象経費を交付要綱に定められた補助上限額を超えた金額で算定したため、補助金の交付が過大となっているもの

【社会福祉法人札親会】

ウ 日中一時支援事業補助金は、障害福祉サービス受給者証に記す障害支援区分に応じて１回当たりの金額が定められているが、誤った区分を適用しているもの

上記ウについては、当法人に対する前回（令和元年度）の監査においても今回と同様の事例がみられたところである。

補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。

(2) 備品の管理を適正に行うべきもの

【さっぽろホワイトイルミネーション実行委員会】

当団体では、業務委託契約に基づき受託者に備品を保管させているが、契約期間外においても当該受託者に継続して保管させていた。

今後は、備品管理における責任の所在を明確にしたうえで、適正な事務の執行に努められたい。

2 出資団体監査

(1) つり銭の取扱いを適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌産業流通振興協会】

当法人においては、小口現金取扱要領で定められた小口現金とは別に、規定にないつり銭の用途に備えるためとして保管されている現金がみられた。

現金の保管は、少額であってもリスクを伴うものであり、長期にわたってつり銭が使用された実績もないことから、あらためて適正な現金の取扱いに努められたい。

(2) 履行検査に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌産業流通振興協会】

履行検査に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 札幌総合流通会館清掃業務において、提出された報告書では、仕様書のとおり実施されたことが確認できないにもかかわらず、そのまま履行検査で合格としているもの

イ 少額の業務委託等において、内容を検査した上で事務局長に報告することとなっているが、その証跡が残されていないもの

ウ 検査に関する報告が専務理事まで必要な場合において、それが行われていないもの

今後は、あらためて関係規程に関する職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、効率性、有効性の観点にも留意したうえで、適正な事務の執行に努められたい。

3 公の施設指定管理者監査

(1) 指名見積合せ参加者の選考を適正に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】

当法人の契約事務取扱要綱において、予定価格200万円未満の契約における指名見積合せ参加者の選考は、委員3名以上が出席する被指名者選考委員会により、出席委員の多数決で決定するものと定められているが、委員2名のみの出席で参加者の選考を行っていたものがみられた。

今後は、関係規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 支出に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】

支出に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 札幌市エレクトロニクスセンター駐車場除雪業務において、契約書では分割払いを定めていないにもかかわらず、分割して支払っていたもの

イ 札幌市産業振興センター産業廃棄物処理において、受託者が誤った契約単価で請求していたが、確認を怠り過大に支出していたもの

今後は、チェック体制の強化を図り、経済性、効率性の観点にも留意したうえで、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 利用料金の減免に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】

札幌市エレクトロニクスセンター使用承認等事務取扱要領において、駐車場の利用料金を減免する場合は、札幌市の承認を得ることと定められている。

当法人では、承認期間が経過し、新たに手続が必要であったにもかかわらず、これを行わずに同センター内のコンビニエンスストア利用者に対して1時間分の利用料金を減免していた。

今後は、同要領に従い、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 契約書への収入印紙の貼付について確認すべきもの

**【社会福祉法人北海道社会福祉事業団、
札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ】**

契約書への収入印紙の貼付において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【社会福祉法人北海道社会福祉事業団】

ア 課税文書に該当する契約書を取り交わす際に、印紙税額を判断する契約書の記載金額を誤認し、貼られている収入印紙が過少であるもの

【札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ】

イ 契約書を取り交わす際に、請負に関する契約であるにもかかわらず、収入印紙の貼られていない契約書を取り交わしているもの

今後は、契約書の取り交わしに当たり、十分に確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 指定管理業務に係る報告等を適正に行うべきもの

【社会福祉法人北海道社会福祉事業団】

仕様書において、施設の修繕に当たっては、原則として札幌市の事前承認又は緊急時には札幌市への事後報告が求められているが、これらを行っていないものがみられた。

今後は、仕様書に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 金券類の管理について（意見（要望）事項）

【社会福祉法人北海道社会福祉事業団、社会福祉法人札幌会】

仕様書において、「現金等の取扱に関する規定を整備し、運用する」ことや、「現金等」には金券類を含み、適切な管理をすることが定められているが、金券類の管理については規定が整備されていなかった。

今後は、規定を整備したうえで、適切な管理体制を確立し事故防止に努めるよう要望する。

(7) 利用承認等の手続を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌会】

札幌市障害者福祉施設条例及び札幌市障害者福祉施設管理規則の規定により、指定管理者は札幌市社会自立センターの利用希望者から札幌市障害者福祉施設利用申込書の提出を受けたうえで希望者に対し利用の承認をすべきところ、当該申込書を徴しておらず、利用承認の決定及び通知を行っていないかった。

今後は、関係法令等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

(8) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの

【社会福祉法人札幌会、社会福祉法人はるにれの里、
さとらんど f a n コンソーシアム】

損害賠償保険の加入において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【社会福祉法人札幌親会】

ア 対物補償額を2千万円とすべきところ、1千万円となっていたもの

【社会福祉法人はるにれの里】

イ 対物補償額を3億円とすべきところ、1億円となっていたもの

【社会福祉法人札幌親会、社会福祉法人はるにれの里、
さとらんどf a nコンソーシアム】

ウ 被保険者を指定管理者、指定管理者から委託を受けた者及び札幌市とし、
交差責任担保特約を付すべきところ、被保険者に札幌市が含まれておらず、
交差責任担保特約も付されていなかったもの

今後は、仕様書に基づき、再発防止に努められたい。

(9) 職員の自家用車を業務で使用する場合の手続を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌親会】

札幌市社会自立センターでは職員の自家用車を業務で使用しているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 道路交通法の規定では5台以上の自動車を使用する場合は安全運転管理者を選任することとされているが、なされていなかったもの

イ アルコール検知器により運転者の酒気帯びの有無の確認などがなされていなかったもの

今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

(10) 利用料金の設定を適正に行うべきもの

【SORA－SCC共同事業体】

固定式スクリーンの利用料金については、市長の承認が必要であるが、徴収すべき額とは異なる額で申請し承認を得ていた。

今後は、チェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。

(11) 利用料金を適正に収受すべきもの

【さとらんどf a nコンソーシアム】

利用料金の請求事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 利用料金の請求誤りがあったもの

使用施設（貸室）における備付物件の利用料金を誤り、過少請求となっているものがみられた。

当該使用承認請求書には「備付物件他」欄があり、備品名、個数及び時間区分が担当者により記載されているものが大半であったが、本件の過少請求となったものには備品名しか記載されていなかった。そのため、利用料金や時間区分の誤認を招いてしまったこと、またそれを決裁過程でチェックできなかったことが要因として考えられる。

今後は、申請書への記載方法やその確認体制を確立したうえで、利用料金の請求を適正に行われたい。

イ 利用料金の請求漏れがあったもの

札幌市農業体験交流施設条例において、業としての写真又は映画の撮影は、1日単位（午前9時から午後9時まで）で利用料金が定められている。それを超過又は繰り上げて撮影行為を認めた場合には、割増料金を加算することになっているが、それがなされていなかった。

今後は、法令等に基づき、利用料金の請求を適正に行われたい。

(12) 区分経理を適正に行うべきもの

【さとらんど f a n コンソーシアム】

協定書等によれば、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支は明確に区分して経理しなければならないとされている。

当団体は、売店やレストラン等を自主事業として実施しているため、それに必要な行政財産目的外使用料は、その全額を自主事業に係る費用として計上することになる。

しかし、当該費用を明確に区分できない費用と誤認したことから、各事業の収入規模等に応じた費用の配分がなされ、結果として当該費用の大半を指定管理業務の費用として計上していた。

今後は、協定書等を遵守した経理処理を行うためにも、支出科目やその内容を精査したうえで、適正な区分経理に努められたい。

(13) 契約事務を適正に行うべきもの

【さとらんど f a n コンソーシアム】

当団体で定めた手順では、契約締結時に契約書を取り交わすこととしているが、飼養動物の借受けに当たり、契約書を取り交わしていなかった。

今後は、関係規程に基づき、再発防止に努められたい。

(14) 施設内にある２つの無料W i - F i について（意見（要望）事項）

【さとらんど f a n コンソーシアム】

札幌市農業体験交流施設であるサッポロさとらんどには、札幌市が設置した S a p p o r o C i t y W i - F i と当団体が設置した W i - F i の２種類の W i - F i が存在しており、無料で使用することができるが、一施設が２つの無料 W i - F i を設置する必要性は低いと思われる。

現にそれぞれ運用コストがかかっており、当該設備の集約化を図ることで、効率的・経済的な施設運営に資すると思われることから、関係部局等と協議を進めるよう要望する。

(15) 鍵の管理を適正に行うべきもの

【札幌市月寒公民館運営委員会】

利用者の責による施設内の研修室の鍵の紛失に際し、協定書に基づく事故発生時の札幌市への報告が行われておらず、また、その後も適切な再発防止策がとられていなかった。

今後は、協定書等に基づく適正な施設管理に努めるとともに、適切な鍵の紛失防止策を講じられたい。

(16) 現金等の取扱いに関する規定について（意見（要望）事項）

【札幌市月寒公民館運営委員会】

仕様書において、「現金等の取扱いに関する規定を整備し、運用する」ことや、「現金等」には銀行口座及び金券類を含み、適切な管理をすることが定められている。

当団体には、会計規程及び現金取扱細目規程があるものの、小口現金の具体的な取扱い、銀行口座の管理方法及び金券類の管理については規定が整備されていなかった。

今後は、これらの規定を整備したうえで、適切な管理体制を確立し事故防止に努めるよう要望する。

(17) 札幌市月寒公民館運営委員会会計規程について（意見（要望）事項）

【札幌市月寒公民館運営委員会】

当団体では、「会計に関し、必要な事項を定める」として会計規程を設け、「委員会の会計業務のすべてについて適用する」としている。

しかし、前例踏襲による事務の繰り返しにより、あらためて規程を確認することもなかったため、同規程で定められている契約方法に則していないなど、規程と実態がそぐわない事例が多くみられた。

今後は、同規程についての職員の理解を深めるとともに、札幌市所管部局の指導のもと、指定管理者として求められる水準を確保しつつ、規定の整備や事務改善に取り組まれるよう要望する。

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①私立認可保育所等に対する各種補助金 ②一時保護専用施設改修費支援事業費補助金 ③児童家庭支援センター運営事業補助金 ④時間外保育促進事業費等補助金 ⑤障がい児保育事業費補助金 ほか	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

社会福祉法人常徳会

社会福祉法人常徳会	
監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	【指摘事項】 ・補助金に関する事務を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①健康医療関連産業支援補助金 ②ものづくり開発・グリーン成長分野推進事業補助金 ③ものづくり企業人手不足対策事業補助金 ④ZEB・ZEH－M設計支援補助金	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①札幌観光協会事業補助金 ②ようこそさっぽろ運営等事業補助金 ③観光施設受入環境整備（魅力アップ）補助事業補助金 ④観光専門人材育成支援事業補助金	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

一般社団法人札幌観光協会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
	—
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①2024さっぽろ雪まつり事業補助金	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

さっぽろ雪まつり実行委員会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
	—
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①2023さっぽろホワイトイルミネーション事業負担金 ②2023ミュンヘン・クリスマス市 in Sapporo事業（感染症対策）補助金	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

さっぽろホワイトイルミネーション実行委員会

監査のチェックポイント		対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。		—
		【指摘事項】 ・備品の管理を適正に行うべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ① I T ・イノベーション推進事業補助金 ②コンテンツ産業振興事業補助金 ③食の輸出力強化支援事業補助金 ④スタートアップ創出補助金事業補助金 ⑤海外展開支援事業補助金ほか	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク	■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続を要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市産業振興センター ②札幌市エレクトロニクスセンター	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	【指摘事項】 ・補助金に関する事務を適正に行うべきもの
■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。	—
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	—
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	—

【指定管理者】 契約事務が適正に行われな いリスク	■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の 性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性が あるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる 可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われないリスク	■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いが あった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考 えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備 されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物そ の他実績報告書で確認したか。	【指摘事項】 ・ 指名見積合せ参加者の選考を適 正に行うべきもの ・ 支出に関する事務を適正に行う べきもの
■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場 合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行わ れているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われてい るか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	【指摘事項】 ・ 利用料金の減免に関する事務を 適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク	■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続を要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

一般財団法人札幌産業流通振興協会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。	【指摘事項】 ・つり銭の取扱いを適正に行うべきもの
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	【指摘事項】 ・履行検査に関する事務を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①児童福祉施設等施設整備費補助金 ②障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金 ③障害者総合支援事業費補助金 ④日中一時支援事業運営費補助金	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市第二かしわ学園 ②札幌市あかしあ学園	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

社会福祉法人北海道社会福祉事業団

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	—
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	【指摘事項】 ・指定管理業務に係る報告等を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・金券類の管理について
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	【指摘事項】 ・契約書への収入印紙の貼付について確認すべきもの
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金 ②障害者総合支援事業費補助金 ③日中一時支援事業運営費補助金	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市社会自立センター	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

社会福祉法人札親会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	【指摘事項】 ・補助金に関する事務を適正に行うべきもの
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	【指摘事項】 ・利用承認等の手続を適正に行うべきもの ・仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの 【意見（要望）事項】 ・金券類の管理について
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	—
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	【指摘事項】 ・職員の自家用車を業務で使用する場合の手続を適正に行うべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助金 ②障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金 ③障害者総合支援事業費補助金 ④日中一時支援事業運営費補助金	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市自閉症者自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センター	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

社会福祉法人はるにれの里

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	—
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	【指摘事項】 ・仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	—
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌コンベンションセンター	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

S O R A - S C C 共同事業体

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	—
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	—
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	【指摘事項】 ・利用料金の設定を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市農業体験交流施設（サッポロさとらんど）	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

さとらんど f a n コンソーシアム

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	【指摘事項】 ・区分経理を適正に行うべきもの ・仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	【指摘事項】 ・契約事務を適正に行うべきもの
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	【指摘事項】 ・利用料金を適正に収受すべきもの
	【意見（要望）事項】 ・施設内にある2つの無料Wi-Fiについて

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われ ないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市月寒公民館	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設 の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や 報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営 が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が 適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われな いリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の 性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性が あるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる 可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いが あった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考 えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

札幌市月寒公民館運営委員会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施 設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運 営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	【指摘事項】 ・鍵の管理を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・現金等の取扱いに関する規定に ついて
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備 されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物そ の他実績報告書で確認したか。	【意見（要望）事項】 ・札幌市月寒公民館運営委員会会 計規程について
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場 合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行わ れているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われてい るか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌国際交流館	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	—
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	【指摘事項】 ・契約書への収入印紙の貼付について確認すべきもの
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	—

参 考

監査対象団体の概要

1 財政援助団体監査

(1) 社会福祉法人常徳会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和28年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う保育所等の運営に係る経費等に対し1億172万円の補助金等を交付している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
私立認可保育所等に対する各種補助金	40,618,215	子ども未来局 子育て支援部
時間外保育促進事業費等補助金	4,982,620	
障がい児保育事業費補助金	4,059,700	
保育施設等給食費高騰対策特別支援金	2,680,000	
保育支援者配置補助事業費補助金	1,511,167	
食物アレルギー児保育事業費補助金	868,000	
保育施設冷房設備補助金	412,000	
休日保育補助金	300,000	
社会福祉施設整備資金借入利子補助金	108,000	
一時保護専用施設改修費支援事業費補助金	21,900,000	子ども未来局 児 童 相 談 所
児童家庭支援センター運営事業補助金	17,454,000	
児童養護施設等高機能化・多機能モデル事業補助金	3,399,953	
児童養護施設等体制強化事業費補助金	2,835,000	
社会福祉施設整備資金借入利子補助金	349,960	
児童養護施設等学習等支援事業費補助金	250,000	
合 計	101,728,615	

(2) 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター

この法人は、北海道における科学技術及び産業技術の振興、技術の振興発展基盤の強化、基礎研究から実用化・事業化までの一貫した支援活動、ならびに国際的な科学・産業技術の交流などを産学官連携等によって総合横断的に推進することにより、北海道産業の振興及び活力ある地域経済の実現と道民生活の向上に資することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う事業に係る経費等に対し1億3,947万円の補助金を交付している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
ものづくり開発・グリーン成長分野推進事業補助金	45,030,000	経 済 観 光 局
ものづくり企業人手不足対策事業補助金	13,990,740	産 業 振 興 部
健康医療関連産業支援補助金	78,952,257	経 済 観 光 局 経済戦略推進部
Z E B・Z E H－M設計支援補助金	1,500,000	環 境 局 環境都市推進部
合 計	139,472,997	

(3) 一般社団法人札幌観光協会

この法人は、札幌市及び観光諸団体と連携し、観光事業の健全な振興・促進を図ることにより、地域経済の発展及び生活・文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的として、昭和11年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う事業に係る経費等に対し9,200万円の補助金を交付している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
札幌観光協会事業補助金	64,142,000	経 済 観 光 局 観光・MICE推進部
ようこそさっぽろ運営等事業補助金	25,000,000	
観光施設受入環境整備（魅力アップ）補助事業補助金	2,721,000	
観光専門人材育成支援事業補助金	144,000	
合 計	92,007,000	

(4) さっぽろ雪まつり実行委員会

この団体は、さっぽろ雪まつり事業に関する基本計画の立案、これに基づく行事の円滑な実施及びその関連行事の連絡調整を図ることを目的として、昭和34年に設立されたものである。

札幌市は、この団体が行う事業に係る経費等に対し4億7,900万円の補助金を交付している。

令和 5 年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金 額	所 管 部 局
2024	さっぽろ雪まつり事業補助金	479,005,000	経 済 観 光 局 観光・MICE推進部
合	計	479,005,000	

(5) さっぽろホワイトイルミネーション実行委員会

この団体は、さっぽろホワイトイルミネーションの基本計画の策定、これに基づく諸行事の円滑な運営を図ることを目的として、昭和57年に設立されたものである。

札幌市は、この団体が行う事業に係る経費等に対し1億1,350万円の補助金等を交付している。

令和 5 年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金 額	所 管 部 局
2023	さっぽろホワイトイルミネーション事業負担金	112,000,000	経 済 観 光 局 観光・MICE推進部
2023	ミュンヘン・クリスマス市 in Sapporo 事業（感染症対策）補助金	1,500,000	
合	計	113,500,000	

(6) 一般財団法人さっぽろ産業振興財団

この法人は、昭和61年に財団法人札幌エレクトロニクスセンターとして設立されたものであるが、札幌市における新たな産業の創出と産業全体の活性化を図り、もって経済の発展に寄与するため、平成14年4月1日、寄附行為の変更により改組し、名称等の変更が行われたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額3,000万円のうち1,500万円（出資比率50%）を出資している。

また、公の施設である札幌市エレクトロニクスセンター及び札幌市産業振興センターの管理運営をこの法人に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として、1億2,912万円を支出するとともに、この法人が行う事業に係る経費等に対し5億3,298万円の補助金を交付している。

令和 5 年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
I C T活用プラットフォーム関連事業補助金	19,501,475	デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部
コンテンツ産業振興事業補助金	79,681,140	経 済 観 光 局 産 業 振 興 部
食の輸出力強化支援事業補助金	72,531,941	
さっぽろ産業振興財団運営費補助金	47,994,000	
デザイン産業振興事業補助金	27,467,784	
小規模企業向け製品開発・販路拡大支援事業補助金	21,051,760	
中小企業経営セミナー等事業補助金	9,446,000	
プロダクトデザイナー派遣事業補助金	3,577,085	
インキュベーション施設家賃補助金	1,835,000	
I T・イノベーション推進事業補助金	83,741,534	経 済 観 光 局 経 済 戦 略 推 進 部
スタートアップ創出補助金事業補助金	57,789,293	
海外展開支援事業補助金	49,311,951	
中小企業D X推進事業補助金	46,183,036	
I T人材確保育成事業補助金	12,874,492	
合 計	532,986,491	

(7) 社会福祉法人北海道社会福祉事業団

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和43年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市第二かしわ学園及び札幌市あかしあ学園の管理運営をこの法人に行わせているほか、この法人が行う社会福祉事業に係る経費に対し3億8,252万円の補助金等を交付している。

令和 5 年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
児童福祉施設等施設整備費補助金	377,929,000	保 健 福 祉 局 障がい保健福祉部
障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金	4,095,000	
障害者総合支援事業費補助金	416,000	
日中一時支援事業運営費補助金	86,700	
合 計	382,526,700	

(8) 社会福祉法人札幌親会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市社会自立センターの管理運営をこの法人に行わせているほか、この法人が行う障がい者支援施設の運営に係る経費等に対し747万円の補助金等を交付している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金	5,706,000	保 健 福 祉 局 障がい保健福祉部
障害者総合支援事業費補助金	1,601,000	
日中一時支援事業運営費補助金	165,142	
合 計	7,472,142	

(9) 社会福祉法人はるにれの里

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市自閉症者自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センターの管理運営をこの法人に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として5,074万円を支出している。また、この法人が行う札幌市障がい者地域活動支援センターの運営に係る経費等に対し1,477万円の補助金等を交付している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助金	9,644,000	保 健 福 祉 局 障がい保健福祉部
障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金	3,915,000	
障害者総合支援事業費補助金	1,086,000	
日中一時支援事業運営費補助金	128,316	
合 計	14,773,316	

2 出資団体監査

- (1) 一般財団法人さっぽろ産業振興財団（所管：経済観光局産業振興部）
法人の概要については、1(6)参照

令和5年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経 常 収 益 A (うち札幌市からの委託料)	1,060,484 (103,777)
	経 常 費 用 B	1,046,943
	経 常 増 減 額 C=A-B	13,540
	経 常 外 増 減 額 D	0
	法 人 税 等 E	4,777
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	8,762
	一般正味財産期首残高 G	221,190
	一般正味財産期末残高 H=F+G	229,953
	当期指定正味財産増減額 I	△ 92,310
	指定正味財産期首残高 J	108,310
	指定正味財産期末残高 K=I+J	16,000
	正 味 財 産 期 末 残 高 L=H+K	245,953
財政状態 (令和6年3月31日現在)	流 動 資 産 M	384,301
	固 定 資 産 N	224,463
	資 産 合 計 O=M+N	608,765
	流 動 負 債 P	211,872
	固 定 負 債 Q	150,939
	負 債 合 計 R=P+Q	362,812
	指 定 正 味 財 産 S	16,000
	一 般 正 味 財 産 T	229,953
	正 味 財 産 合 計 U=S+T	245,953
	負債及び正味財産合計 V=R+U	608,765

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

(2) 一般財団法人札幌産業流通振興協会（所管：経済観光局産業振興部）

この法人は、道内外の工業製品等の展示紹介等を通じて本道産業の高度化と経済取引の円滑化及び流通機能の拡充強化をはかり、もって経済の健全な発展に寄与すること及び情報提供による市民生活の向上を目的として、昭和57年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額5,000万円のうち3,000万円（出資比率60%）を出資している。

令和5年度 事業成績及び財政状態

（単位 千円）

区 分	項 目	金 額
事 業 成 績	経 常 収 益 A	227,043
	経 常 費 用 B	272,630
	経 常 増 減 額 C=A-B	△ 45,587
	経 常 外 増 減 額 D	0
	法 人 税 等 E	0
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 45,587
	一般正味財産期首残高 G	1,089,206
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,043,619
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	50,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	50,000
	正 味 財 産 期 末 残 高 L=H+K	1,093,619
財 政 状 態 (令和6年3月31日現在)	流 動 資 産 M	92,795
	固 定 資 産 N	1,047,361
	資 産 合 計 O=M+N	1,140,156
	流 動 負 債 P	32,104
	固 定 負 債 Q	14,433
	負 債 合 計 R=P+Q	46,537
	指 定 正 味 財 産 S	50,000
	一 般 正 味 財 産 T	1,043,619
	正 味 財 産 合 計 U=S+T	1,093,619
	負債及び正味財産合計 V=R+U	1,140,156

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

3 公の施設指定管理者監査

(1) 一般財団法人さっぽろ産業振興財団

法人の概要については、1(6)参照

令和5年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市エレクトロニクスセンター	67,412,000	7,210,510	経済観光局
札幌市産業振興センター	61,709,000	94,151,676	産業振興部
合 計	129,121,000	101,362,186	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(2) 社会福祉法人北海道社会福祉事業団

法人の概要については、1(7)参照

令和5年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市第二かしわ学園	—	3,746,867	保健福祉局
札幌市あかしあ学園	—	3,760,575	障がい保健福祉部
合 計	—	7,507,442	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(3) 社会福祉法人札幌親会

法人の概要については、1(8)参照

令和5年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市社会自立センター	—	0	保健福祉局 障がい保健福祉部
合 計	—	0	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(4) 社会福祉法人はるにれの里

法人の概要については、1(9)参照

令和5年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市自閉症者自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センター	50,748,000	18,369,086	保健福祉局 障がい保健福祉部
合 計	50,748,000	18,369,086	

(注) 指定管理期間は令和3年度から令和7年度までである。

(5) SORA-SCC共同事業体

この団体は、札幌コンベンションセンターの指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、平成21年に設立されたものであり、札幌市は、公の施設である札幌コンベンションセンターの管理運営をこの団体に行わせている。

なお、管理業務協定書に基づき、札幌市は、その維持管理に要する費用を負担せず、その利用料金からの納付金及び修繕費等の負担分として3,650万円の利益還元を受けている。

令和5年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	利用料金収入額	市に対する還元額	所管部局
札幌コンベンションセンター	139,399,500	36,503,000	経済観光局 観光・MICI推進部
合 計	139,399,500	36,503,000	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(6) さとらんどfanコンソーシアム

この団体は、札幌市農業体験交流施設の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、令和4年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市農業体験交流施設の管理運営をこの団体に行わせており、この施設の維持管理運営等に要する経費として2億4,402万円を支出している。

令和５年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公 の 施 設 名	管理費用の額	利用料金収入額	所 管 部 局
札幌市農業体験交流施設 (サッポロさとらんど)	244,020,000	21,466,340	経 済 観 光 局 農 政 部
合 計	244,020,000	21,466,340	

(注) 指定管理期間は令和５年度から令和９年度までである。

(7) 札幌市月寒公民館運営委員会

この団体は、社会教育法第20条の規定に基づき市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、平成18年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市月寒公民館の管理運営をこの団体に行わせており、この施設の維持管理運営等に要する経費として3,740万円を支出している。

令和５年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公 の 施 設 名	管理費用の額	利用料金収入額	所 管 部 局
札幌市月寒公民館	37,402,000	14,907,920	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部
合 計	37,402,000	14,907,920	

(注) 指定管理期間は令和５年度から令和９年度までである。

(8) 札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ

この団体は、札幌国際交流館の指定管理者として、施設の管理業務を遂行することを目的として、令和５年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌国際交流館の管理運営をこの団体に行わせており、この施設の維持管理運営等に要する経費として１億1,313万円を支出している。

令和５年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公 の 施 設 名	管理費用の額	利用料金収入額	所 管 部 局
札幌国際交流館	113,134,000	10,529,630	総 務 局 国 際 部
合 計	113,134,000	10,529,630	

(注) 指定管理期間は令和５年度から令和９年度までである。